

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	個人番号カード券面印刷システム賃貸借
担当部・課名	市民部 市民課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1,980,000 円
契約締結日	令和7年11月4日
契約期間	令和7年12月1日～令和12年11月30日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	マイナンバーカード券面事項変更については、表記の正確性と作業の効率から印刷機による記載を行っている。印刷作業には、住民基本台帳システムの住基情報が記載されることから、住民基本台帳システムの仕様変更などに合わせた端末保守管理と確実に連携できる端末が必要不可欠となる。 住民基本台帳システムについては、(株)南大阪電子計算センターと保守委託契約を結んでおり、同業他社が参入する余地はない。同業他社に保守管理を依頼したとすると、万が一システムにトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になり著しい支障が生じる恐れがある。また、最適な端末の選定とハードウェアとソフトウェアの両面から保守管理を行える者は住基システム保守ベンダーの他にない。 以上から、本業務を受注できるのは(株)南大阪電子計算センターの他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和7年度子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備等（後期高齢者医療）業務委託
担当部・課名	健康部 保険年金課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 貝塚市脇濱4丁目2番22号
契約金額（税込）	2,255,000円
契約締結日	令和7年11月14日
契約期間	契約締結日～令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本市の後期高齢者医療制度業務に係るシステムは、株式会社南大阪電子計算センターが導入・構築したものである。令和8年度から導入される「子ども・子育て支援金制度」の円滑な施行に向けたシステムの整備・改修を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。